

介護保険を利用したサービスを受けるには

申請から認定までの流れ

要介護認定申請

申請に
必要なもの

65歳以上の方(1号被保険者)

→介護保険被保険者証

40～64歳までの方(2号被保険者)

→医療保険証

市区町村の介護保険窓口

申請の代行を依頼することもできます。

入院中の場合は入院先の相談員(MSW)に相談してください。

認定調査

居宅調査

主治医意見書

主治医が作成

コンピューター処理(一次判定)

介護認定審査会(二次判定)

認定

→要介護1～5

→要支援1～2

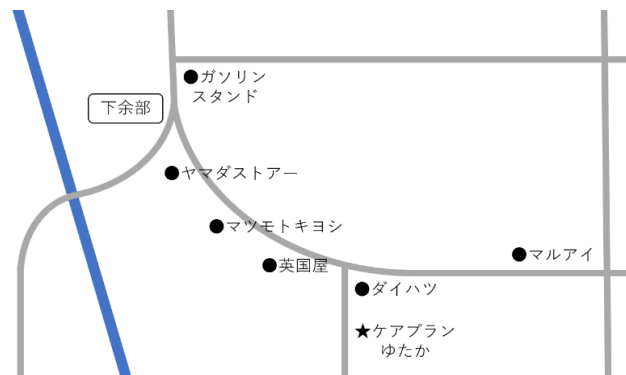
※要介護認定区分によりサービスを利用することができる費用の上限があります。

※サービスの利用者負担は原則として費用の1～3割です。介護保険負担割合証をご確認ください。

個人情報の取り扱いについて

高度情報社会の進展に伴い、個人情報の利用が著しく拡大していることを考え、個人情報の適正な取り扱いに関する基本方針を定め、可能な限り個人情報保護法を考慮しながら、介護保険制度における連絡や義務のため、適正な利用方法を遵守します。

案内図



・JR山陽本線「網干駅」より車で10分

・山陽電車網干線「山陽網干駅」より車で10分

道に迷われた際はお気軽にご連絡ください。

お迎えや誘導にて対応させていただきます。

◎ケアプラン ゆたか(事業所番号 2874011535)

〒671-1256 兵庫県姫路市網干区垣内西町184番地6

FELICE垣内204号室

Mail care@yutakanosato.jp

ホームページ <http://www.yutakanosato.jp>

営業時間 平日9:00～17:00

休業日 土曜日・日曜日・祝日
(8月13日～15日、12月30日～1月3日は休業)

通常の事業の実施地域

姫路市(家島町を除く) たつの市 太子町

お電話はこちら



079-278-2037

FAX 050-3852-1337

「ご自宅での介護サービス」
をお考えの方・お探しの方

ご本人様・ご家族様、

お一人おひとりの想いに寄り添った
居宅介護支援サービスを提供します。



居宅介護支援事業所

ケアプラン

ゆたか

ごあいさつ

私どもがお会いするのは、ほとんどが初めて介護サービスを利用されるお客様です。突然起こった介護に戸惑っていらっしゃる利用者様のお話をお聞きし、一緒に考えながら、ケアプランをご提案しています。

そのケアプランを基に、主治医をはじめ、サービスを提供する事業者と、綿密な連携を図りながら日々取り組んでいます。

■事業所の方針

お客様の気持ちに寄り添い、ケアプランを一緒に考えていきます。

事業所は、高齢者が要介護状態になった場合においても、可能な限りご本人が住み慣れた自宅で、ご本人の有する能力を最大限に活かし、自立した日常生活をしていただけるよう支援します。

また、利用者様の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるように配慮します。

■事業所の特色

サービス提供事業者は、十分に相談の上、選定していきます。

サービス提供事業者はおお客様の納得の上、公正中立に選定します。ご希望がありましたら、併設の通所介護や訪問介護、サービス付き高齢者向け住宅をご利用することもできます。

■事業所の重点推進

主治医及び医療機関関係者との医療連携に取り組んでいます。

ケアプラン作成に必要な医療情報を共有し、自立支援に向け日常生活が途切れることのないよう連携を図ります。

■事業所の主なネットワーク

地域包括支援センター・市町村介護保険課・病院などの医療機関。

地域包括支援センター、保健、福祉、医療関係、民生委員、インフォーマルサービス関係者などと連携し、幅広い視点からサービス提供を推進します。

事業所の業務内容

☑ケアプランの作成 ☑介護保険や介護に関する相談

☑要介護認定等の申請・更新手続きの代行

居宅介護支援とは

- 介護サービス計画「ケアプラン」の作成を行います。
- 介護保険全般及び介護に関する相談援助をします。
- 要介護認定等の申請・更新手続きなどの代行援助をします。

ケアマネジャーの仕事内容

☑ケアカンファレンスの実施

ケアプラン作成する際に、ご本人・ご家族・サービス提供事業者を交え事前に検討会を行う。

☑介護サービス計画作成(ケアプラン)

利用者及び家族との面接により利用者の置かれている環境、立場の十分な理解と課題の把握に努める。

☑サービス担当者会議の開催

介護サービスを新規に利用、サービスの変更、認定機関の更新、介護区分変更の際に開催。

☑モニタリングの実施

利用者の状態観察とサービス提供の実施状況の把握。

☑介護支援経過記録

☑介護相談

☑給付管理業務

介護サービス実績に基づき毎月管理票を作成し、国保連に提出。

☑課題分析(アセスメント)

利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援するうえで、解決すべき課題の把握。

☑サービス提供事業者の選択と連絡、調整

利用者又はその家族にサービス提供事業者に関する情報の提供を行い、公正中立に選定。

☑介護サービス利用票、提供票発行

サービス利用票(利用者)、提供票(サービス提供事業者)を発行。

☑介護サービス計画の変更
介護サービスの変更が必要と判断した場合、事業者と利用者双方の合意のもとにサービスの変更を行う。

☑要介護(要支援)認定等申請の協力

要介護認定・介護認定期間の更新・介護区分変更等の申請代行援助。

ケアマネジャーとは？

2000年の介護保険制度の導入に伴って定められた資格で、正式名称を「介護支援専門員」と言います。介護保険制度をはじめ介護支援の知識や専門知識をもとに、介護系・医療系のサービス事業者と調整や情報交換を行い、ご本人に最適な日常生活の支援を行います。サービスご利用後も、モニタリング等を行い、ご本人・ご家族の生活状況を把握し、心身の状態に合わせてケアプランを見直し、主治医やサービス事業者との連携を図ります。

ご本人の体調やご家族の状況・要望をお伺いし
安心して過ごせる暮らしのお手伝いをいたします。



居宅介護支援の流れ

